

独立行政法人国際協力機構 平成 25 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく平成 25 年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(イ) 貧困削減 (MDGs 達成への貢献)

2015 年の MDGs 目標年次に向けて、進捗に遅れがみられる分野に配慮しつつ、優良案件の形成及び実施を促進し、支援を強化する。

(ロ) 持続的経済成長

各国の状況に応じて、インフラ整備、法整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等に関連する政策・施策の策定及び実施並びに人材育成を支援する。支援に当たっては、経済成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう、格差是正にも配慮する。

(ハ) 地球規模課題への対応

環境、気候変動、災害、食料等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を後押しする。

(二) 平和の構築

紛争の予防及び再発防止並びに平和の定着を図る観点から、ハードとソフトを効果的に組み合わせた、緊急人道支援から復興支援まで継ぎ目のない支援を行う。支援に当たっては、中長期的な開発に向けた貧困削減や持続的成長にも配慮する。

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- ① 日本政府とも情報共有を図りつつ、協力プログラムの質の向上などを通じ、援助の戦略性及び予測性を高める。
- ② より戦略的、効果的かつ効率的に事業を実施するために、課題別事業成果をとりまとめて内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底し、抽出された教訓の事業の形成への反映を図る。
- ③ 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）を重視し、開発途上国の課題対処

能力の向上プロセスを包括的に支援する。

- ④ 南南協力の意義と有効性を考慮して三角協力を戦略的に実施する。また、援助効果のさらなる発現や我が国のプレゼンス確保、第三国との適切なコストシェアリング等の優良事例を抽出し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- ① 開発途上国の開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握するために、累計で43カ国程度について国別分析ペーパーを策定する。あわせて、質の向上に取り組むとともに、関係者との策定過程におけるコンサルテーション及び策定後の共有を通じ、戦略的な活用を図る。
- ② 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決の方策として、課題別指針及びポジションペーパー等の分野・課題別の分析及び実施方針等の策定並びに活用を推進し、課題対応能力を強化する。
- ③ 「JICAナレッジマネジメント執務要領」の改訂により、ナレッジマネジメントネットワークを通じたナレッジの蓄積・活用体制を整備し、内外との共有・発信機能を強化する。
- ④ 現地ODAタスクフォースに積極的に参加し、機構の専門家やボランティア、本邦企業、NGO等との対話を通じて得た課題解決のための知見、経験、情報を共有する。また、中期的な事業計画案を検討・策定し、現地ODAタスクフォースにおける議論のベースを提供することにより、援助の戦略性向上に貢献する。

(ロ) 研究

機構が蓄積した知見の活用及び国内外のリソースとの連携を通じて、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を行う。また、ワーキングペーパーや書籍の発刊、国際シンポジウムやセミナーの開催、ウェブサイトの充実等を通じて発信を強化するとともに、機構内の知見の体系化・蓄積のための取組を行う。さらに、これらを達成するために研究体制の更なる充実を図る。

(3) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(ⅰ) 技術協力

- ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国・地域の課題解決のために適切かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 戰略的、効果的かつ効率的な事業実施に資する業務フローや手続きの見直し、関連マニュアルや執務参考資料等の改訂を行う。また、協力プログラム及び重要政策に

に基づいた課題別研修の形成を促進すべく、課題別研修の企画・計画業務を、国内機関から、経済基盤開発部等からなる課題 5 部に試行的に移管する。

（ii）有償資金協力

- ① 円借款事業を通じて、自助努力による経済発展や経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、開発途上地域のニーズや官民連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- ② 円借款の迅速化に向け、平成 25 年度に借款契約を締結する案件のうち、起算点から借款契約までに要した期間が 9 カ月以下である案件の割合を増やすための取組を推進する。
- ③ 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。
- ④ 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方方に則って、パイロットアプローチ及び本格再開後の事業実施の教訓を反映した業務実施体制並びにリスク審査・管理体制等の整備・強化に努め、民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進する。

（iii）無償資金協力

- ① 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を主な目的として、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、無償資金協力の効果的な実施やプログラム化の推進に向けた、案件形成及び実施監理における業務フローや手続き等の改善に取り組む。

（iv）災害援助等協力

- ① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせた適切な規模・内容の緊急援助を、国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、引き続き実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。災害支援を行った場合は、被災国及び日本国民に対する広報を行う。
- ② 医療チームについては、能力の維持・向上のための研修を着実に実施するとともに、手術機能付派遣の準備を完了する。救助チームについては、災害援助に関する国際的な認定レベルの維持・再認定のために必要な課題を整理して対処方針を定めた上で、各訓練の質の向上を図る。物資供与に関しては、これまでのオペレーションに

おいて把握した課題を整理・分析し、迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の最適化を図る。

- ③ 平時には搜索・救助や災害医療に関する国際連携枠組に積極的に参画して貢献するとともに、関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な連携・調整を図る。また、災害多発国等に対する、当該国の災害対応力を高めるための支援策を検討する。

(ハ) 海外移住

- ① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。また、日系社会における継承教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。
- ② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収するとともに、債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。
- ③ 引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住資料館の体制整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、周辺自治体や関連機関等との連携強化などの取組を行う。なお、年間の来館者数を30,000人以上、年間の教育プログラム参加人数を1,894人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を113,182以上とすることを目指す。

(4) 開発人材の育成（人材の養成及び確保）

- ① 国際協力に携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘、団体向けサービスの拡充による新規登録団体の獲得を進める。また、国際協力人材センターが所管するウェブサイト「PARTNER」について、平成25年度には、新規人材登録者数：1,500名、新規登録団体数：65団体、情報提供件数：前年比200件増、キャリア相談（対面）人数：200名を目指して取り組む。あわせて、国際協力人材セミナー開催時のソーシャルメディア活用等も含めた情報発信機能の強化に取り組む。
- ② 能力強化研修については、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。
- ③ 国際協力に携わる人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生及び社会人向け公募型インターンを実施し、30名程度の受け入れを目指して取り組む。

(5) 国民の理解と参加の促進

(イ) ボランティア

- ① 開発課題に沿って事業を実施すべく、平成 24 年度に本格導入したグループ型派遣を効果的に実施するためのモニタリングを行うとともに、シニア海外ボランティアを中心として、開発課題に沿った新規案件形成に引き続き取り組む。
- ② 他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高めるため、ボランティア事業に関連した国際会議への参加を通じた発信や国際機関等との協議を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。
- ③ ボランティア事業の「見える化」を促進するため、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツ等の充実に取り組む。
- ④ 派遣中のボランティアの現地活動を支援するため、ボランティアの活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングに引き続き取り組む。
- ⑤ 国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するため、民間連携ボランティアの派遣を拡充するとともに、地方自治体及び大学との連携によるボランティア派遣を促進する。
- ⑥ より効果的、効率的な募集に向けて、ウェブサイトの拡充やソーシャルメディアの活用等を通じた募集広報を行う。選考の効率化に向けては、シニア海外ボランティアに続き、青年海外協力隊に二次選考（面接）の一部地方実施を導入する。
- ⑦ 青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練の改善については、大幅な見直しを踏まえて新たなプログラムを導入し、適切なモニタリングを行う。
- ⑧ 帰国後のキャリアアップへの側面支援のため、進路支援情報サイトを効率的に運営するとともに、企業・地方自治体向け事業説明会の開催（年 4 回）や帰国後訓練等、帰国隊員の進路開拓支援を行う。グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元に向けては、帰国隊員の社会還元活動の優良事例を収集し、広く発信する。

(ロ) 市民参加協力

- ① NGO、地方自治体等が活動するために必要な事業対象国情情報をウェブサイトにて更新する。
- ② 新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を行うとともに、案件開始後の計画のレビュー及び終了時の評価を着実に実施する。
- ③ NGO と機構間の協議会等、草の根技術協力事業に係る協議を行い、協議内容から抽出された必要な取組を進める。
- ④ 地球ひろばを通じて、市民による多様な手作りの国際協力の試みに対する支援サービスを提供する。また、NGO、企業、市民等とのソーシャルメディアなども活用した情報受発信や、国際協力に対する理解促進の機会を提供する。これらの取組を通

じて、情報発信件数を平成 24 年度の実績から着実に増加させるとともに、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査を実施し、5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合を 7 割以上とすることを目指す。

- ⑤ NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。
- ⑥ 開発教育に関する JICA ウェブサイトの充実も図り、アクセス数 100,000 件以上を目指す。また、開発教育に関する研修の実施実績人数 7,000 人以上を目指す。
- ⑦ 国際協力に関わる NGO 等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善に引き続き取り組む。

(ハ) 広報

(i) ODA の現場を伝える広報

国際協力に対する国民の信頼と理解・共感及び参加並びに開発途上地域における日本の ODA に対する理解を促進するため、広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報と各種有識者やマスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、機構全体の基幹業務として効果的に実施する。特にソーシャルメディアなどの新たな媒体の更なる拡充や、地方及び海外拠点での広報の充実を図るとともに、必要に応じて広報戦略の内容を点検し、総合的な対外発信機能を強化する。

(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）

「見える化」を徹底すべく、全ての新規案件及び過去 10 年間に事後評価を実施した完了案件のうち未掲載のものについて、ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト上に掲載する。

(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) NGO、民間企業等の多様な関係者との連携

- ① NGO 等との連携強化を図るべく、引き続き NGO と機構間の連携協議会を開催する。
- ② 地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) への教育機関等の参画促進、大学との連携講座及び大学-JICA 連携会議の拡充等、教育機関との連携推進を図る。
- ③ 国内拠点を中心として、地域経済活性化に向けた地方自治体のニーズ把握に努め、連携強化を促進する。また、補正予算「地域経済活性化特別枠」を活用した迅速な事業実施に向け、地方自治体の提案による事業の実施促進を行う。
- ④ 政府開発援助に関する政府の施策に則って、民間企業等との連携を促進すべく、PPP インフラ及び BOP ビジネスに関する協力準備調査並びに中小企業連携促進調査等

の制度の充実を図り、着実な実施につなげるとともに、民間連携に関するニーズの把握や対外発信を推進する。

- ⑤ 中小企業海外展開支援に資する事業に関しては、民間提案型普及・実証事業、研修員フォローアップやパートナーシップセミナー等を通じて民間企業との連携強化を図る。

(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

- ① 國際援助潮流の形成や各國・地域の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画し、機構の経験やアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有する。
- ② 新興ドナーとの対話を促進し、共通関心事項について発信するなど、戦略的なパートナーシップを強化するとともに、三角協力を推進する。
- ③ 国・地域やセクターに関する事業戦略を他ドナーと共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等、他機関との連携を推進する。

(7) 事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮

- ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。
- ② 本部と海外拠点の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。

(ロ) 男女共同参画

- ① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引き続き優良な取組に関する情報共有を行う。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監理・活動が行われるよう、職員、専門家、外部関係者等に対するジェンダー講義等を引き続き実施する。
- ② 重点対象案件のモニタリングを通じ、ジェンダー主流化の優良事例の形成、抽出、事業へのフィードバックを行う。

(ハ) 事業評価

- ① 事後評価を着実に実施し、適切な提言や教訓を得て、その活用を一層促進するよう取り組む。有益な教訓が引き出せそうなプロジェクトについては、特定の評価テーマを設定し、より詳細な調査から得られる教訓を機構内部に広く提供する。
- ② 事業評価年次報告書をより分かりやすい形で作成・公開するとともに、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書及び評価結果要約表のウェブサイトへの掲載数の増加により、事業評価結果の検索システム機能を充実させる。

- ③ プログラム単位の事業実施における、事前評価段階での成果指標の設定及び教訓の活用を促進する。また、プロジェクトが与えた事業効果を精緻に測定するためのインパクト評価の実施及び評価結果については、機構内部に広く共有する。

(二) 安全対策の強化

- ① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。
- ② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組を徹底し、必要に応じて支援する仕組みの強化を図るため、これまでに取り組んできた執務参考マニュアルの機構内での周知徹底や実施状況調査等によるコントラクターへの助言等を行うとともに、新たな取組として建設工事の安全管理ガイドラインの検討等を行う。

(木) 主務大臣からの緊急の要請への対応

独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対して、迅速に対応する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

- ① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、中小企業の海外展開支援や本格再開された海外投融資業務等に適切に対応するための体制整備をはじめとする、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。
- ② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、国際業務型法人との連携強化については、今後の行政改革推進本部の方針等を待って適切に対応する。
- ③ 現地職員の役割の明確化や育成に向けた取組を推進するとともに、海外拠点におけるニーズに応じた適切な人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。
- ④ 移転した旧広尾センター（地球ひろば）の機能について、その役割に応じたより機能的な体制の構築に向けた見直しを進める。関西国際センターに関しては、旧大阪国際センターと旧兵庫国際センターの統合を踏まえた事業内容及び業務量に機動的に対処するための体制の見直しを進める。また、研修員受入事業のあり方を検討し、東京国際センターや横浜国際センター等の役割と機能を整理する。
- ⑤ 国内拠点を通じて多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、

NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、国内拠点の統合後も利用者数470,000人程度の維持を目指す。

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

- ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。また、コンサルタント等契約の手続きの更なる改善として、プロポーザル評価、監督検査、実績評価等をはじめとする各種調達制度の見直し・周知、説明会等を通じた企業等との対話強化、総合評価落札方式の試行・モニタリングに継続的に取り組む。
- ② 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。
- ③ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査の継続と定着を図る。
- ④ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続するとともに、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。
- ⑤ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

- ① 会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。
- ② 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、マネジメント及び業務監理の改善に貢献する。
- ③ 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。
- ④ 部署別年間業務計画を通じたリスクモニタリングによる内部統制環境の維持、改善を図る。組織全体のリスクを統制するため、内部統制の枠組みを構成する既存の各制度の連携及び枠組みの機構内での周知等に取り組む。また、内部統制理事会及びリスク管理に関連する各種委員会を定期的に開催し、会議の結果及びリスクへの対

応について各部署にフィードバックする。こうした一連の取組を通じて、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。

- ⑤ 引き続き、内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。
- ⑥ 情報セキュリティ管理に関し、外部監査の結果も踏まえ、規程類の整備、遵守、研修、点検、情報セキュリティ委員会の開催、対応策のフィードバック等からなるPDCAサイクルの実施により改善を図る。
- ⑦ 年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を交えた機構自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。
- ⑧ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。

(ハ) 事務の合理化・適正化

- ① 一般契約に係る各種様式の定型化、コンサルタント等契約における新積算体系に基づいた適切な精算、公示関係資料の電子配布等、事務手続きの合理化・簡素化を引き続き実施する。
- ② 機材調達事務の合理化による効率化を推進するとともに、機材調達の実務的な知識・ノウハウを具体的な指針に取りまとめる。
- ③ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地職員の育成と現地の体制整備を図る。
- ④ 専門家等派遣手続きに関し、平成24年度に抽出した更なる効率化が必要な課題について、旅行制度及び派遣手当制度との関連性及びそのあり方を整理した上で改善策を策定する。
- ⑤ 課題別研修については、評価プロセスの見直し、研修委託契約の見直し等により、事務の効率化を促進する。
- ⑥ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえた規程の改定、在外への周知を行う。また、システムの改修を通じ、事務手続きの短縮を図る。

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、平成24年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図

ることとし、本項の対象としない。

(口) 給与水準の適正化等

給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。在勤手当については、国や民間企業等の事例も参考しつつ見直しを進める。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引き続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方策を継続的に検討する。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

① 財務内容の一層の透明性を確保する観点から、引き続きセグメント情報の開示方法の改善に向けた検討・準備を進め、平成 24 事業年度財務諸表において見直し後のセグメント情報を開示する。

② 引き続き自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。

なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。

また、平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。

4. 短期借入金の限度額

一般勘定 620 億円

有償資金協力勘定 2,200 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 カ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

区分所有の保有宿舎 33 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。広尾センターについては、平成 25 年度末までに現物納付する。所沢・筑波構外・駒ヶ根構外の職員住宅については、処分の準備を進める。

6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。

平成 25 年度の施設・設備の整備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
国内機関施設整備・改修	施設整備費補助金等	188
計		188

(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

(2) 人事に関する計画

- ① 評価者研修の継続、充実等に努め、年 1 回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。
- ② より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制の更なる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。
- ③ 職員のキャリア開発に係る相談体制を拡充すべく見直しを図る。あわせて、金融等の新たな事業ニーズも視野に入れた能力開発の機会拡充について、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図るとともに、コアスキル研修を整備する。
- ④ 海外拠点勤務と家庭生活の両立に向けた取組を推進する。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

- ① 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第31条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。
- ② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

独立行政法人国際協力機構 年度計画

予算

別表 1

平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

(単位：百万円)

区分		
収入	運営費交付金収入	152,973
	施設整備費補助金等収入	188
	事業収入	348
	受託収入	1,472
	寄附金収入	120
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	284
	計	155,386
支出	一般管理費	10,038
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	10,038
	業務経費	143,567
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	136,633
	受託経費	1,472
	寄附金事業費	120
	施設整備費	188
	計	155,386

[注1]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[注3]運営費交付金収入及び業務経費については、平成25年度補正予算（第1号）により措置された「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日）の中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等の技術協力に係る予算（6,055百万円）が含まれている。

[注4]施設整備費補助金等収入及び施設整備費については、平成25年度補正予算（第1号）により措置された「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日）の防災力強化のための施設改修（188百万円）に係る予算が含まれている。

[人件費の見積り]

期間中、11,975百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

収支計画

別表 2

平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

(単位：百万円)

区別		
費用の部		155,537
	経常費用	155,537
	一般管理費	9,925
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	9,925
	業務経費	143,567
	（うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費）	136,633
	受託経費	1,472
	寄附金事業費	120
	減価償却費	452
	財務費用	0
	臨時損失	0
収益の部		155,252
	経常収益	155,205
	運営費交付金収益	152,860
	事業収入	300
	受託収入	1,472
	寄附金収入	120
	資産見返運営費交付金戻入	424
	資産見返補助金等戻入	28
	財務収益	48
	受取利息	48
	臨時収益	0
	純利益（▲純損失）	▲ 284
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	284
	目的積立金取崩額	0
	総利益（▲総損失）	0

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表 3

平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

(単位：百万円)

区分	
資金支出	177,026
	業務活動による支出
	一般管理費
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）
	業務経費
	（うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費）
	受託経費
	寄附金事業費
	投資活動による支出
	固定資産の取得による支出
	財務活動による支出
	不要財産に係る国庫納付による支出
	国庫納付金による支払額
	次年度への繰越金
資金収入	177,026
	業務活動による収入
	運営費交付金による収入
	事業収入
	受託収入
	寄附金収入
	投資活動による収入
	施設整備費補助金による収入
	固定資産の売却による収入
	貸付金の回収による収入
	財務活動による収入
	前年度からの繰越金

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。